

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)  
様式

作成日 2021/1/22  
最終更新日 2021/1/22

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021/1/22
国立大学法人名		国立大学法人一橋大学
法人の長の氏名		中野 聡
問い合わせ先		総務部総務課 (TEL: 042-580-8010、E-mail: gen-sh.g@ad.hit-u.ac.jp)
URL		<a href="https://www.hit-u.ac.jp">https://www.hit-u.ac.jp</a>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>経営協議会は、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況について、各原則にすべて適合していることを確認した。</p> <p>国立大学法人一橋大学の特性を踏まえた適切なガバナンス体制を維持しつつ、毎年度行う経営協議会における適合状況等の確認が形式的なものとならないように留意いただきたい。</p> <p>また、コーポレートガバナンス・コードを重視している民間企業を参考にして、報告に際しては、深化させた項目や特徴的な取組を際立たせる工夫等についても検討していただきたい。</p>
監事による確認		<p>監事は、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況について、各原則にすべて適合していることを確認した。</p> <p>今後も、より効率的で、かつガバナンスが最大限に発揮される会議運営に向け、引き続き必要に応じた見直しを行っていただきたい。</p>
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		一橋大学は、ミッションである一橋大学研究教育憲章を踏まえ、中長期的ビジョンである中期目標・中期計画を策定している。具体的な戦略として指定国立大学法人構想や学長見解を大学ウェブサイトにおいて公表することにより、所属する教職員のほか、学生や卒業生、広く社会へ向けて発信している。また、指定国立大学法人構想においては、構想を実現するための道筋についても公表している。
	一橋大学研究教育憲章：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/index.html</a>
	中期目標・中期計画：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html</a>
	指定国立大学法人構想：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2019/09/sk_190905_shitei_JP01.pdf">https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2019/09/sk_190905_shitei_JP01.pdf</a>
	学長見解：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html</a>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		中期目標・中期計画・年度計画及び指定国立大学法人構想等について、進捗状況の管理・検証を行い、検証結果に基づいて次年度の年度計画等に改善を反映させており、検証結果等は業務実績報告書、学長見解、年度計画等により大学ウェブサイトにおいて広く社会へ向けて公表している。
	業務実績報告書、年度計画：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html</a>
	学長見解：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html</a>
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		本学の意思決定過程の重要な審議機関として、経営面については学長等の役職員及び学外委員で構成する経営協議会を、教育研究面については各研究科長をはじめ教員代表者等で構成する教育研究評議会を、それぞれ学長が議長として運営しており、又、それぞれの権限と責任の体制について規則上で明確に規定し大学ウェブサイトで公表している。
	国立大学法人一橋大学経営協議会規則：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000500000000/41690210000500000000/41690210000500000000.html">https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000500000000/41690210000500000000/41690210000500000000.html</a>
	国立大学法人一橋大学教育研究評議会規則：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000400000000/41690210000400000000/41690210000400000000.html">https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000400000000/41690210000400000000/41690210000400000000.html</a>
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		中期計画において、テニユアトラック制度や、年俸制の任期付教員等を活用しながら、若手教員（40歳未満）の採用を拡充すること、公正な評価に基づいて女性研究者を積極的に採用し、6年間を通じた全学における女性教員採用比率を平均20%以上にすること及びグローバル化を推進するため、国際公募等の活用により、全学における外国人教員の在籍比率を6%以上にすることを目標とし、公表している。
	中期目標・中期計画：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html</a>
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		必要な収入を見通し、学部生の授業料値上げ、資金運用において収益性の高い金融商品への投資を可能とした体制整備、一橋講堂利用料の徴収拡大等の改正を行い、収入増加に向けた取組を実施しており、その取組について、中期計画及び年度計画等において公表している。
	中期目標・中期計画：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html</a>
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		教育、研究、社会貢献を中心とした活動に係る費用及び成果等の理解を深めてもらうために、毎年度、財務レポートや統合報告書を作成し、学内外において各セグメントごとに財務状況を公開しコストの見える化を進めるとともに、本学の活動状況を公表している。
	財務レポート：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/pdf/R2/R2_zaimu_report.pdf">https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/pdf/R2/R2_zaimu_report.pdf</a>
	統合報告書：	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/">http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/</a>

<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>中期計画において、大学経営のプロフェッショナルを育成するため、全ての職員を対象に、専門的研修、政府機関・他大学・民間企業等との人事交流、留学や大学院への進学、教育研究プロジェクトへの参加、さらに海外の大学への職員の派遣などを通じて、職員の複線型キャリアパスを構築することとし、これに基づき大学経営のプロフェッショナル人材育成方針を策定した。この中で高度な経営職及び高度な専門職を配置した職員の複線型キャリアパスの構築、評価に基づく給与の改善、独自の教育制度の導入等を進めている。</p>
<p>中期目標・中期計画：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html</a></p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>理事は、学長の定める大学運営の重要なテーマに応じた役割分担により、学長を補佐して本学の業務を掌理するとともに、役員会の構成員として学長の意思決定を支えるなど、学長の法人経営における補佐役として重要な役割を果たしている。その理事の選任については、本学における適正な経営の確保のため、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有したもののうちから、学長が、それぞれの役割にふさわしい人材を理事候補者として選考し、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て、学内外あわせて5名の理事を任命している。また、理事として担当する業務における目標を中期計画等において明確にし、その評価と処遇については、学長が、役員給与規程及び役員退職手当規程に基づき、理事の職務実績に応じて適切に実施している。</p>
<p>国立大学法人一橋大学基本規則：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000100000000/41690210000100000000/41690210000100000000.html">https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000100000000/41690210000100000000/41690210000100000000.html</a></p>
<p>中期目標・中期計画：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html</a></p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>大学運営の基本事項に関しては、役員会の意見を聴取した上で学長が決定している。また、役員会は、迅速な政策決定が行えるよう、月一回程度（年間11回程度）開催しており、その議事録は大学ウェブサイトで公表している。</p>
<p>役員会議事要録：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_03.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_03.html</a></p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>学長のビジョン実現のための法人経営を行うにあたり、その目的に合致した外部の経験を有する方を役員及び経営協議会委員として積極的に登用しており、その方の選任理由等を大学ウェブサイトで公表している。</p>
<p>大学組織の概要（役員等）：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/organization/officers.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/organization/officers.html</a></p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会学外委員の選考方針については、経営協議会規則において、本法人の役員または職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの8人と規定しており、実際に、様々な業界のトップクラスの方を任命している。また、会議運営の改善については、効率的かつ効果的な開催を中期目標・中期計画に掲げており、適宜遂行するとともに大学ウェブサイトで公表している。</p>
<p>国立大学法人一橋大学経営協議会規則：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000500000000/41690210000500000000/41690210000500000000.html">https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000500000000/41690210000500000000/41690210000500000000.html</a></p>
<p>中期目標・中期計画：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html</a></p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>経営協議会の学外委員の中から経営協議会において選出された者8人、及び教育研究評議会の評議員の中から教育研究評議会において選出された者8人により構成される学長選考会議によって、学長に求められる基準として「国立大学法人一橋大学長に求められる資質と能力」を決定し、大学ウェブサイトで公表している。また、学長選考規則に規定する方法により、学長選考会議委員の適正な選考により学長予定者を決定し、選考の手続・方法、選考結果、選考過程及び選考理由を大学ウェブサイトで公表している。</p>
<p>学長選考に関する情報：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president">https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president</a></p>
<p>国立大学法人一橋大学学長選考規則：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41990210014600000000/41990210014600000000/41990210014600000000.html">https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41990210014600000000/41990210014600000000/41990210014600000000.html</a></p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>学長の任期については、4年とし、再任を妨げない（ただし、引き続き6年を超えることができない。）ことを国立大学法人一橋大学基本規則において定めており、大学ウェブサイトにおいて公表している。学長を選考する際には、学長選考会議においてその任期について確認したうえで選考を実施している。</p>

国立大学法人一橋大学基本規則：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000100000000/41690210000100000000/41690210000100000000.html">https://www.hit-u.ac.jp/d1w_reiki/41690210000100000000/41690210000100000000/41690210000100000000.html</a>
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための 手続き	学長の解任に関する事項について国立大学法人一橋大学学長の解任手続に関する規則において規定しており、大学ウェブサイトで公表している。
学長選考に関する情報：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president">https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president</a>
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任 期途中の評価結果	国立大学法人一橋大学学長選考会議規則において、学長選考会議が定めるところにより学長の業務執行状況についての確認を行うものとするを規定している。また、学長選考会議決定の「国立大学法人一橋大学長の業務執行状況の確認について」に基づき、毎年度、業務執行状況の確認を行っている。確認の結果については、学長に通知するとともに、大学ウェブサイトで公表している。
学長選考に関する情報：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president">https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president</a>
原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検 討結果に至った理由	学長選考会議において、毎年度実施している学長の業務執行状況の確認においても経営面・教学面ともにその実績を高く評価しており、また、次期学長に対しても、これまで同様、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力を有する人材を求めたうえで、学長選考を実施したことに鑑みても、現在の運営体制が適切であることを確認している。
学長選考に関する情報：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president">https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president</a>
基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び 見直しの状況	中期目標・中期計画・年度計画及び大学評価に関する情報等、法定公開情報については、大学ウェブサイトに専用ページを用意し、関連情報をまとめて公表している。また、指定国立大学法人構想や学長見解等、大学の将来構想に関する情報に関しては大学ウェブサイト等で広く一般に公表して透明性を確保している。 公的研究費等の適正な運営・管理について、大学ウェブサイト内で専用のページを作成し、公的研究費等を適正に運営・管理するための体制について公表している。 さらに、不正行為の早期発見と是正を図るため、本学における教育活動、研究活動又は業務運営にあたってなされた不正行為などを通報する窓口を学内外に設けている。
法定公開情報：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html</a>
指定国立大学法人構想：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2019/09/sk_190905_shitei_JP01.pdf">https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2019/09/sk_190905_shitei_JP01.pdf</a>
学長見解：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html</a>
公的研究費等の適正な運営・管理：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/function/announce_01/">https://www.hit-u.ac.jp/function/announce_01/</a>
不正行為に関する通報窓口：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/function/inquiry.html#112">https://www.hit-u.ac.jp/function/inquiry.html#112</a>
原則 4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献 活動に係る様々な情報をわかりや すく公表する工夫	中期目標や中期計画、年度計画及び大学評価に関する情報等、法定公開情報については、大学ウェブサイトに専用ページを用意し、関連情報をまとめて公表している。また、指定国立大学法人構想や学長見解等、大学の将来構想に関する情報に関しては大学ウェブサイト等で広く一般に公表している。公表に際しては、大学ウェブサイトを異なる関係者ごとに分類したページ構成とすることに加えて、受験生に特化したサイトの運営並びに本学の教育研究の成果などを広くお知らせするウェブマガジンの配信及びプレスリリースなど、それぞれの受け手にとって必要な情報が得やすいように心掛けている。 研究活動及び社会貢献活動について、大学ウェブサイト内で専用のページを作成し、セミナー・研究会の開催情報や、産学官連携の実績を公表している。
法定公開情報：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html</a>
指定国立大学法人構想：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2019/09/sk_190905_shitei_JP01.pdf">https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2019/09/sk_190905_shitei_JP01.pdf</a>
学長見解：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html</a>
在学生の方へ：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/students/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/students/index.html</a>
一橋大学高校生・受験生向けサイト：	<a href="https://juken.hit-u.ac.jp/">https://juken.hit-u.ac.jp/</a>
研究活動案内：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/academic/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/academic/index.html</a>
産学官との連携：	<a href="https://www.hit-u.ac.jp/iag_corp/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/iag_corp/index.html</a>

<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>中期目標や中期計画、年度計画及び大学評価に関する情報等、法定公開情報については、大学ウェブサイトにて専用ページを用意し、関連情報をまとめて公表している。また、指定国立大学法人構想や学長見解等、大学の将来構想に関する情報に関しては大学ウェブサイト等で広く一般に公表している。公表に際して、広く一般に対しては大学ウェブサイト、受験希望者には高校生・受験生サイト、学生や教職員に限定する場合は学内のシステムの活用をするなど、その内容に応じて、情報提供するツールを使い分け運用している。</p> <p>研究活動及び社会貢献活動について、ステークホルダーである一般社会及び企業に向けて、広く情報提供を行うために大学ウェブサイトやプレスリリースなどにより公表している。</p>
<p>法定公開情報：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html</a></p>
<p>指定国立大学法人構想：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2019/09/sk_190905_shitei_JP01.pdf">https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2019/09/sk_190905_shitei_JP01.pdf</a></p>
<p>学長見解：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html">https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/hplan.html</a></p>
<p>在学生の方へ：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/students/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/students/index.html</a></p>
<p>一橋大学高校生・受験生向けサイト：</p>		<p><a href="https://juken.hit-u.ac.jp/">https://juken.hit-u.ac.jp/</a></p>
<p>研究活動案内：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/academic/index.html">https://www.hit-u.ac.jp/academic/index.html</a></p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>本学ウェブサイトなどにおいて各学部のアドミッション・ポリシーを公表するとともに、高校生・受験生向けサイトにおいて本学入学後における学修環境などを分かりやすく紹介している。また、進路状況を大学ウェブサイトに公表している。</p>
<p>卒業後の状況：</p>		<p><a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_g_4.pdf">https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_g_4.pdf</a></p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 <a href="https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#organization">https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#organization</a></p>